

## 議案第94号

### 和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、さいたま新都心第8-1A街区整備事業が終了した件に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

平成23年6月8日提出

さいたま市長 清水 勇人

### 記

#### 1 和解の内容

出資者（丙1から丙4までをいう。以下同じ。）は、甲に対し、本事業の終了に伴い、基本協定に規定する損害賠償金として合計金99,000,000円を以下のとおり分割して、本和解の成立後、1ヶ月以内に各自支払う。なお、支払については、甲が別途指定する口座に振込により支払うものとする。

丙1支払額 金32,670,000円

丙2支払額 金29,700,000円

丙3支払額 金9,900,000円

丙4支払額 金26,730,000円

甲及び民間事業者（乙及び出資者をいう。以下同じ。）は、本和解に定める事項のほか、本事業に関し甲と民間事業者との間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解に関する準拠法は日本法とし、本和解に関して疑義を生じたときは、甲と民間事業者との間で協議するものとし、権利義務の争いがある場合には、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 2 当事者 甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

#### 乙 東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号

さいたま新都心開発特定目的会社

取締役 見上 正美

- 丙 1 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号  
三菱地所株式会社  
取締役社長 杉山 博孝
- 丙 2 東京都中央区日本橋一丁目 1 3 番 1 号  
株式会社新日鉄都市開発  
代表取締役社長 正賀 晃
- 丙 3 東京都中央区日本橋室町一丁目 1 番 8 号  
大栄不動産株式会社  
取締役社長 石村 等
- 丙 4 東京都港区元赤坂一丁目 3 番 1 号  
鹿島建設株式会社  
代表取締役社長 中村 満義

3 事件の概要 さいたま新都心第 8 - 1 A 街区整備事業に関して、民間事業者の撤退に伴う当該事業の終了により甲が負った損害の賠償を民間事業者に求めたもの